（記載第6-8号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和８年11月24日
北　上　市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第１項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				上江釣子地内	無	令和８年度 ～ 令和12年度	荒屋・水と緑を守る会
○				下江釣子・上江釣子地内	無	令和８年度 ～ 令和12年度	大坊川町すずの会
	○			黒岩地内	無	令和８年度 ～ 令和11年度	中山間黒岩万内集落